

○不動産登記規則第43条第2項の法務大臣が定める電子証明書として指定を受けるための基準及び手続

不動産登記規則第43条第2項の電子証明書は、申請情報や委任情報に付す電子証明書に準ずるものとして、法務大臣が定めることとしています。

例えば、遺産分割協議書や売買契約書等の添付情報に電子署名を付す場合に使用する電子証明書を指します。

今般、不動産登記規則第43条第2項の法務大臣が定める電子証明書として指定を受けるための基準及び手続について、以下のとおりとしました。

1 指定を受けるための基準

以下の要件をいずれも満たしていること。

- (1) 発行する電子証明書について、氏名及び住所によって、電子署名を行った者を確認することができること。
- (2) 電子証明書の発行主体である認証局が政府認証基盤（GPKI）のブリッジ認証局と相互認証していること。

2 指定を受けるための手続

指定を受けようとする事業者は、以下の連絡先にお問い合わせください。

3 連絡先

法務省民事局民事第二課不動産登記第一係

代表番号 03-3580-4111（内線2436）